

別表10－2

先進的農業経営確立支援タイプにおける配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が（ア）又は（イ）のいずれかとなっている。ただし、④の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 （ア）直近年度の付加価値額	
	a 基準額（600万円）以上	1 経営体につき 1 点
	b 基準額の50%増し（900万円）以上	1 経営体につき 2 点
	c 基準額の100%増し（1,200万円）以上	1 経営体につき 3 点
	d 基準額の200%増し（1,800万円）以上	1 経営体につき 4 点
	e 基準額の300%増し（2,400万円）以上	1 経営体につき 5 点
	f 基準額の400%増し（3,000万円）以上	1 経営体につき 6 点
	（イ）直近年度の就業者1人当たり付加価値額	
	a 基準額（250万円）以上	1 経営体につき 1 点
	b 基準額の25%増し（313万円）以上	1 経営体につき 2 点
	c 基準額の50%増し（375万円）以上	1 経営体につき 3 点
	d 基準額の100%増し（500万円）以上	1 経営体につき 4 点
	e 基準額の150%増し（625万円）以上	1 経営体につき 5 点
	f 基準額の200%増し（750万円）以上	1 経営体につき 6 点
	（注）臨時雇用は延べ240人・日を1人として算定（小数点第2位を四捨五入）。 イ 目標ポイント ④の新規就農ポイントの加点を受ける者にあ	

	っては（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度までの付加価値額又は就業者 1 人当たりの付加価値額の拡大率	
	a 9%以上	1 経営体につき 1 点
	b 12%以上	1 経営体につき 2 点
	c 15%以上	1 経営体につき 3 点
	d 20%以上	1 経営体につき 4 点
	e 25%以上	1 経営体につき 5 点
	f 30%以上	1 経営体につき 6 点
	g 35%以上	1 経営体につき 7 点
	（イ）目標年度の付加価値額	
	a 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上	1 経営体につき 2 点
	b 基準額の10%増し以上	1 経営体につき 3 点
	c 基準額の20%増し以上	1 経営体につき 4 点
	d 基準額の30%増し以上	1 経営体につき 5 点
	e 基準額の40%増し以上	1 経営体につき 6 点
② 経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年度前より経営面積が拡大しており、アからカまでのいずれかの取組に該当している。	
	ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より 8 ha（施設園芸作の場合は 2 ha、果樹作の場合は 1 ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 6 点
	イ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より 4 ha（施	1 経営体につき 5 点

	設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	
	ウ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は0.5ha、果樹作の場合は0.25ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 4 点
	エ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 3 点
	オ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は0.5ha、果樹作の場合は0.25ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 2 点
	カ 上記アからオまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 1 点
③ 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ GLOBALG. A. P. 又はAS IAGA Pの認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定している。	1 経営体につき 1 点
④ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）は、

		2点 b 事業実施年度以降に農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付を受けない場合は、1点
⑤ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1経営体につき 1点 なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1点加点する。
⑥ 女性の取組	以下のいずれかの取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1経営体につき 3点
⑦ 輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定がされており、導入する施設等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1経営体につき 1点
⑧ 他産業との連携	ア 経営体自ら生産・加工・販売の一体化を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1経営体につき 2点
	イ 異分野の事業者と連携し生産現場のICT・IoT活用、物流の効率化、外食産業や小売業等との契約栽培等の経営の高度化を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1経営体につき 2点
⑨ 多様な人材の育	以下のいずれかの取組である。 ア 農業の担い手・労働力不足解消のため、多様な	1経営体につき 2点

成・確保	人材（障がい者、高齢者等）が就労している又は就労の環境整備を行っている イ 地域産業の理解促進に向け施設給食（子ども食堂、学校・病院・福祉施設等）への食材提供を行っている	
------	--	--

注：１ 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として事業実施地区内での取組により算定するものとする。

２ 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合及び「⑧他産業との連携」のうち「目標年度までに行うこととしている」に該当するとして加点する場合は、それぞれの取組に対する計画を必ず確認するものとする。

３ 輸出事業計画（ＧＦＰグローバル産地計画）とは、輸出事業計画（ＧＦＰグローバル産地計画）の認定規程（令和２年４月１日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

別表10－3

地域担い手育成支援タイプにおける配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が（ア）又は（イ）のいずれかとなっている。ただし、④の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 （ア）直近年度の付加価値額	
	a 基準額（600万円）以上	1 経営体につき 1 点
	b 基準額の50%増し（900万円）以上	1 経営体につき 2 点
	c 基準額の100%増し（1,200万円）以上	1 経営体につき 3 点
	d 基準額の200%増し（1,800万円）以上	1 経営体につき 4 点
	（イ）直近年度の就業者1人当たり付加価値額	
	a 基準額（250万円）以上	1 経営体につき 1 点
	b 基準額の25%増し（313万円）以上	1 経営体につき 2 点
	c 基準額の50%増し（375万円）以上	1 経営体につき 3 点
	d 基準額の100%増し（500万円）以上	1 経営体につき 4 点
	（注）臨時雇用は延べ240人・日を1人として算定（小数点第2位を四捨五入）。 イ 目標ポイント ④の新規就農ポイントの加点を受ける者にあつては（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たりの付加価値額の拡大率	
	a 3%以上	1 経営体につき 1 点
	b 5%以上	1 経営体につき 2 点

	c 7 %以上	1 経営体につき 3 点
	d 9 %以上	1 経営体につき 4 点
	e 12%以上	1 経営体につき 5 点
	f 15%以上	1 経営体につき 6 点
	(イ) 目標年度の付加価値額	
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	1 経営体につき 2 点
	b 基準額の10%増し以上	1 経営体につき 3 点
	c 基準額の20%増し以上	1 経営体につき 4 点
	d 基準額の30%増し以上	1 経営体につき 5 点
	e 基準額の40%増し以上	1 経営体につき 6 点
② 経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年度前より経営面積が拡大しており、アからオまでのいずれかの取組に該当している。	実質化された人・農地プランの「対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針」等において、地域集落内の農地を追加的に引き受ける中心経営体として位置付けられている場合は、以下の点数に2点を加算する。
	ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 5 点
	イ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は0.5ha、果樹作の場合は0.25ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 4 点

	ウ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 3 点
	エ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は0.5ha、果樹作の場合は0.25ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 2 点
	オ 上記アからエまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 1 点
③ 経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ GLOBAL G. A. P. 又はAS I A G A P の認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定している。	1 経営体につき 1 点
④ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）は、2 点 b 事業実施年度以降に農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付を受けない場合は、1 点

⑤ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1 経営体につき 1 点 なお、受け入れた農業研修生が、過去 5 年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1 点加点する。
⑥ 女性の取組	以下のいずれかの取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1 経営体につき 3 点
⑦ 輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定がされており、導入する施設等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点

- 注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として事業実施地区内での取組により算定するものとする。
- 2 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。
- 3 輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）とは、輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

別表10－3－2

地域担い手育成支援タイプ（集約型農業経営優先枠）における配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 1 ha 当たり付加価値額の拡大	目標年度における1 ha当たり付加価値額が、以下のいずれかとなっている。	
	a 50万円以上100万円未満	1 経営体につき 1 点
	b 100万円以上150万円未満	1 経営体につき 2 点
	c 150万円以上200万円未満	1 経営体につき 3 点
	d 200万円以上250万円未満	1 経営体につき 4 点
	e 250万円以上300万円未満	1 経営体につき 5 点
	f 300万円以上350万円未満	1 経営体につき 6 点
	g 350万円以上400万円未満	1 経営体につき 7 点
	h 400万円以上450万円未満	1 経営体につき 8 点
	i 450万円以上500万円未満	1 経営体につき 9 点
	j 500万円以上	1 経営体につき 10 点
② 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ G L O B A L G. A. P. 又は A S I A G A P の認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
③ 新規就農	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定している。	1 経営体につき 1 点
	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当す

	ただし、認定就農者である場合に限る。	る場合は、それぞれ加点する。 a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）は、2点 b 事業実施年度以降に農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付を受けない場合は、1点
④ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1 経営体につき 1 点 なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1点加点する。
⑤ 女性の取組	以下のいずれかの取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1 経営体につき 3 点
⑥ 輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定がされており、導入する施設等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点
⑦ 水田農業高収益化推進計画との連	本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画が地方農政局長等により承認されており、導入する施設等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点

携		
---	--	--

- 注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として事業実施地区内での取組により算定するものとする。
- 2 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。
- 3 輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）とは、輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。
- 4 水田農業高収益化推進計画とは、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく計画をいう。